



2020年1月20日

報道関係者各位

慶應義塾大学

慶應義塾大学大学院法務研究科とシンガポール国際仲裁センターが覚書を締結 ー2020年春からSIACによる短期集中講座およびインターンシップを新設ー

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下、本研究科）は、2020年1月6日（月）、アジアで最も成功している国際仲裁機関であるシンガポール国際仲裁センター（以下、SIAC）との間で、日本における国際仲裁の発展に寄与するために協力することを目的とした覚書を締結しました。

1. 覚書の内容

本研究科の学生のSIACにおけるインターンシップへの参加を可能にすること、また、本研究科において、SIACから派遣された講師による国際仲裁に関する専門講座を設置するために互いに協力することなどを取り決めていきます。

2. 覚書締結の目的

SIACは、覚書に基づく活動を通じて、日本における国際仲裁の発展に貢献し、国際仲裁を利用する日本企業との関係を強化することを目指しています。

本研究科は、2020年度から、SIACから派遣された講師による「SIAC and Institutional Arbitration Module」という短期集中科目をグローバル法務専攻課程（LL.M.）に設置し、かつ成績優秀な履修者をSIACにおけるインターンシップに推薦するなどの方法で、国際仲裁人を目指す学生をサポートします。

SIACと共同で実施されるこの新設科目及びインターンシップは、2019年度から本研究科グローバル法務専攻課程に設置されている英国仲裁人協会認定・仲裁人養成科目その他の既存の仲裁・調停科目に加えて、さらに日本における一流の国際紛争解決専門家の育成に資するものと期待されます。

※ご取材の際には、事前に下記までご一報くださいますようお願い申し上げます。

※本リリースは文部科学記者会、司法記者クラブ、各社社会部・教育部等に送信させていただきます。

本発表資料のお問い合わせ先

慶應義塾広報室（安延）

TEL：03-5427-1541 FAX：03-5441-7640

Email：m-pr@adst.keio.ac.jp <https://www.keio.ac.jp/>